

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第58号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2の規定に基づき、四日市市総合体育館（以下「総合体育館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、スポーツの振興及び市民の健康増進を図るための場並びに全国大会等の大規模スポーツ大会が開催できる場を提供するため、総合体育館を四日市市日永東一丁目3番21号に設置する。

(使用時間)

第3条 総合体育館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、四日市市長（以下「市長」という。）が総合体育館の管理上必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第4条 総合体育館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、総合体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(回数券の相互利用に係る特例)

第5条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号）第5条及び同条例第7条の規定により、指定管理者から回数使用券に係る使用許可を受けた者は、第7条及び別表第3（備考を除く。）の規定に関わらず、使用料の納付に代えて当該回数使用券を市長に提出し、アリーナ及び多目的室の個人使用に係る許可を受けることができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の使用を許可しない。

(1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他市長において適当でないとき。

(使用料)

第7条 総合体育館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に使用料を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める使用料の額は、別表第1から別表第4までに定める額とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(特別の設備)

第12条 使用者は、総合体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、総合体育館の使用が終わったとき又は第11条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに総合体育館を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、総合体育館を使用中に建物、設備器具及び備付物品を損傷し、

又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第15条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 総合体育館に関し必要な手続その他の行為は、前項に規定する日前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

専用使用料

| 名称 | 使用 | 区分 | 使用時間及び期間 | | | | |
|------|------|-------------------|----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---------|
| | | | 午前 (午前 9時から正午 まで) | 午後 (午後 1時から午後 4時30分ま で) | 夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで) | 全日 (午前 9時から午後 9時まで) | |
| アリーナ | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | 10,100円 | 15,200円 | 20,200円 | 45,500円 | |
| | | 入場 料金 の類 | ~1,500 円 | 20,200円 | 30,400円 | 40,500円 | 91,100円 |
| | | 1,501円 | 50,600円 | 75,900円 | 101,200円 | 227,700円 | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-------------------|------------|-------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|
| | | | を徴 する 場合 | ～3,000 円 | | | | |
| | | | | 3,001円 ～ | 202,400円 | 303,600円 | 404,800円 | 910,800円 |
| | | スポーツ 以外 | 入場料金の類を 徴しない場合 | 50,600円 | 75,900円 | 101,200円 | 227,700円 | |
| | | | 入場料金の類を 徴する場合 | 202,400円 | 303,600円 | 404,800円 | 910,800円 | |
| 弓道 場 | 近 的 射 場 | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | 3,740円 | 5,610円 | 7,480円 | 16,830円 | |
| | 遠 的 射 場 | | 入場料金の類を 徴しない場合 | 2,200円 | 3,300円 | 4,400円 | 9,900円 | |
| 多 目 的 室 | 3 区 画 利 用 時 | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | 4,180円 | 6,270円 | 8,360円 | 18,810円 | |
| | | スポーツ 以外 | 入場料金の類を 徴しない場合 | 20,900円 | 31,350円 | 41,800円 | 94,050円 | |
| | 2 区 画 利 用 時 | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | 3,080円 | 4,730円 | 6,270円 | 14,080円 | |
| | | スポーツ 以外 | 入場料金の類を 徴しない場合 | 15,400円 | 23,650円 | 31,350円 | 70,400円 | |
| | 1 区 画 利 用 時 | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | 2,090円 | 3,080円 | 4,180円 | 9,350円 | |
| | | スポーツ 以外 | 入場料金の類を 徴しない場合 | 10,450円 | 15,400円 | 20,900円 | 46,750円 | |
| トレーニン グループ | | スポーツ | 入場料金の類を 徴しない場合 | | | | | 24,000円 |

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における使用料は、当該使用許可時間帯の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使

用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。

- 3 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を使用する場合の使用料は、規定料金の2割増とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。
- 4 アリーナの一部を利用する場合において、その使用面積がアリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の使用料は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。
- 5 弓道場の使用料は、近的射場又は遠的射場それぞれの使用料の額とし、当該近的射場又は遠的射場を半面使用する場合の使用料は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 6 第1項、第2項、第4項及び第5項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表第2（第7条関係）

個人使用料（普通使用券）

| 名称 | 使用時間 | 使用区分 | | 備考 |
|------------|------------------|------|-------|-----------------------------|
| | | 一般 | 中学生以下 | |
| アリーナ及び多目的室 | 午前9時から 午後9時まで | 220円 | 100円 | 使用は、 1人2時 間以内と する。 |
| トレーニングルーム | 午前9時から 午後9時まで | 300円 | 150円 | |

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表第3（第7条関係）

個人使用料（回数使用券）

| 種別 | 使用区分 | | 備考 |
|----|------|-------|----|
| | 一般 | 中学生以下 | |
| | | | |

| | | | |
|---------------------------------|--------|--------|------------------|
| アリーナ及び多目的室回数使用券（12枚つづり）有効期間 6箇月 | 2,200円 | 1,000円 | 1回の使用は、2時間以内とする。 |
| トレーニングルーム回数使用券（12枚つづり）有効期間 6箇月 | 3,000円 | 1,500円 | |

備考 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表第4（第7条関係）

会議室使用料

| 名称 | | 時間区分 | | | |
|------|-----|----------------|---------------------|---------------------|------------------|
| | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後4時30分まで） | 夜間（午後5時30分から午後9時まで） | 全日（午前9時から午後9時まで） |
| 大会議室 | 全区画 | 4,180円 | 5,830円 | 7,700円 | 17,710円 |
| | 区画A | 2,860円 | 3,960円 | 5,280円 | 12,100円 |
| | 区画B | 1,320円 | 1,870円 | 2,420円 | 5,610円 |
| 小会議室 | | 2,200円 | 3,080円 | 4,070円 | 9,350円 |

（スポーツ・国体推進部スポーツ課）